

商業力向上支援事業委託業務に係る審査基準

評価基準		審査基準	配点	計
業務遂行能力	業務理解度	本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	5	20
	実施体制	事業目的を達成するために十分な人員体制を有し、適切に事業を実施できる体制となっているか。	5	
	実施手順	業務の実施手順、スケジュールは具体的かつ適切か。	5	
	業務実績	同様の業務を実施した実績があり、本業務の成果を期待できるか。	5	
企画提案内容	業務内容	○本事業の広報・周知	10	70
		広報活動の内容が具体的で、事業の認知度向上や参加促進に効果的であるか。	10	
		○セミナーの開催業務	50	
		セミナーの内容が事業目的に合致したものか。	10	
		セミナーの内容・構成が具体的で、競争優位性を築くための学びにつながるか。	10	
		受講者の参加意欲を高め、学習を促進する方法が提案されているか。	10	
		セミナーの内容は一方通行でなく、参加者が主体的に学ぶことができる内容となっているか。	10	
		選定する講師は事業の目的を理解しセミナーで扱うテーマに関する深い知識と実務経験を有しているか。	5	
		セミナー（4回以上開催）の開催場所が参加者にとって利便性が高い場所が提案されているか。	5	
		○セミナー終了後のフォローアップ等の業務	10	
		セミナー終了後も適切な支援機関へつなぐなど、継続的な支援が受けられる提案となっているか。	10	
経費	事業費の見積額	事業費の見積り額が内訳の積算を含めて適正であれば、以下の基準に従って採点する。 2,156,001円～2,200,000円 … 6点 （98%＜見積り金額≤100%） 2,112,001円～2,156,000円 … 7点 （96%＜見積り金額≤98%） 2,068,001円～2,112,000円 … 8点 （94%＜見積り金額≤96%） 2,024,001円～2,068,000円 … 9点 （92%＜見積り金額≤94%） ～2,024,000円 … 10点 （見積り金額≤92%）	10	10
計			100	100

- 原則として各項目5段階評価とする。（ただし、経費にかかる評価を除く。）
10点、20点の配点箇所は、それぞれ5段階評価×2、×4と計算する。
5:評価できる 4:やや評価できる 3:普通 2:あまり評価できない 1:評価できない
- 見積り額が委託上限額を上回るものは失格とする。
- 業務実績は、過去5年(令和2年4月1日から令和7年3月31日)までに完了した、国又は地方公共団体(公社・企業局等を含む)から受注した同種・同規模の業務の元請実績を評価する。
(1～2件:3点、3～4件:4点、5件以上:5点)
- 提案者が2者以上ある場合は、各委員による合計点が、満点の6割以上の者のうち、最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。
- 提案者が1者の場合は、各委員による合計点が、満点の6割以上で、かつ委員会の審議により認められた者を契約候補者として選定する。